

秋のこどもまんなか月間

11月はオレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン期間です

子どもに対する虐待を防止するため、11月は全国で啓発活動が行われます。この機会に児童虐待問題に関心を持ち、地域全体で子育てを支援し、虐待を防ぎましょう。



オレンジリボンには、子どもの虐待を防止するというメッセージが込められています

児童虐待とは

児童相談所への相談件数は年々増えています。また、保護者が「しつけ」と称して暴力、虐待を行い、死に至らしめるといった深刻な事態につながることもあります。

身体的虐待

なぐる、ける、たたく、激しく揺さぶる、溺れさせる、やけどを負わせる、家から閉め出す など

性的虐待

子どもへの性的行為、性的行為をみせる、性的な写真の被写体にする など

ネグレクト

乳幼児を家に残して外出する、病院の診察を受けさせない、食事を与えない、ひどく不潔にする、車の中に放置する など

心理的虐待

言葉による脅し、無視、きょうだい間の差別、「産まれてこなければよかった」など言葉の暴力、子どもの前で家族に暴力をふるう など

児童虐待に気づくには

虐待をうけている子どもだけでなく、虐待している保護者にも特徴的な行動やサインがあらわれます。

子どものサイン

- ・不自然なあざややけどのあとがある
- ・衣類やからだがいっぱい汚れている
- ・落ち着きがなく乱暴
- ・表情が乏しい、活気がない
- ・親がいなくなると急に表情が晴れる
- ・夜遅くまで一人で家の外にいる など

保護者のサイン

- ・地域などと交流が少なく、孤立している
- ・小さい子どもを家に置いたまま外出している
- ・子育てについて拒否的、無関心である
- ・人前で子どもを厳しくしかる、たたく
- ・子どものけがについて不自然な説明をする
- ・家の中や外が散らかっていて、不衛生 など

児童虐待かもしれないと思ったら

「何かおかしい」「心配」など気になることがあれば、まずは市や児童相談所に連絡してください。

相談者や内容についての秘密は守られます。匿名でも構いません。あなたの電話1本で救われる子どもがいます。

児童虐待・育児に関する相談窓口

児童相談所虐待対応ダイヤル(☎189、24時間 最寄りの児童相談所につながります)

西部児童相談所(☎027-322-2498)

困子ども課家庭児童相談(☎382-8005)、圏住民福祉課福祉子ども係(☎393-7070)